



福岡医発第 3038 号 (地)

令和 5 年 2 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

介護福祉士国家資格における令和 4 年度末に期限を迎える
経過措置登録者に係る周知について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて通知がありました。

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第 5 条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第 6 条の 2 の規定の施行により、平成29年度以降、介護福祉士養成施設卒業者については、介護福祉士試験に合格していない場合でも卒業年度の翌年度から 5 年経過日までは介護福祉士資格を有することを可能とする経過措置が設けられているところです。

本件は、当該規定の施行後初めて 5 年が経過し、平成29年度の介護福祉士養成施設卒業者に係る経過措置登録について、令和 4 年度末に期限が到来することから、経過措置登録者は、介護施設や障害施設等で業務に従事していることが多いと思われますが、医療機関等においても業務に従事していることも考えられるため、下記の事項について周知依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、福岡県より直接県内の介護福祉士養成施設へ通知予定でありますことを申し添えます。

記

1. 平成29年度の介護福祉士養成施設卒業者で当該期間（平成29年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）において、試験に合格していない者で介護福祉士の登録を受けている者については、この 5 年間継続して介護等の業務に従事した場合には、介護業務従事届等を届出することで介護福祉士として登録を継続することが可能であり、令和 5 年 4 月 14 日までに社会福祉振興・試験センターに対して各種届出書を提出することが必要で

す。（詳細は、添付資料の厚生労働省事務連絡をご参照ください。）
令和４年度（第35回）試験までに合格している場合、特段の対応は不要です。

2. その他

平成30年度から令和３年度介護福祉士養成施設卒業者についても経過措置適用を受けている場合、今後、同様に手続きが必要となります。

以上

日医発第2052 号（介護）

令和 5 年 1 月 31 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤和彦（公印省略）

介護福祉士国家資格における令和 4 年度末に期限を迎える経過措置登録者に
係る周知について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

介護福祉士国家資格については、平成 29 年度以降、介護福祉士養成施設卒業
者については、所定の試験に合格していない場合でも卒業年度の翌年度から 5
年経過日までは介護福祉士資格を有することを可能とした経過措置が設けられ
ております。

今般、当該規定の施行後初めて 5 年が経過し、平成 29 年度卒業生について
は、令和 4 年度末には、経過措置登録の期限が到来します。経過措置登録者
は、介護施設や障害施設等で業務に従事していることが多いと思われませんが、
医療機関等においても業務に従事していることも考えられます。

貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医
療機関に対する周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 平成 29 年度卒業で当該期間（平成 29 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31
日）において、試験に合格していない者で介護福祉士の登録を受けている者
については、この 5 年間継続して介護等の業務に従事した場合には、介護業
務従事届等を届出することで介護福祉士として登録を継続することが可能で
あり、令和 5 年 4 月 14 日までに社会福祉振興・試験センターに対して各種
届出書を提出することが必要です。

詳細については、添付資料の厚生労働省事務連絡を参照下さい。なお、令和
4 年度（第 35 回）試験までに合格している場合、特段の対応は不要です。

2. その他

平成 30 年度から令和 3 年度卒業生についても経過措置適用を受けている場
合、今後、同様な手続きが必要となります。

添付資料

- ・介護福祉士国家資格における令和 4 年度末に期限を迎える経過措置登録者に
係る周知について（依頼）（厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地
域介護推進課、老人保健課 令和 5 年 1 月 20 日付 事務連絡）

以上

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 20 日

各都道府県介護保険担当主管課ご担当者 様

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護福祉士国家資格における令和 4 年度末に期限を迎える経過措置登録者に係る
周知について（依頼）

日頃より厚生労働行政の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

介護福祉士の資格について、令和 4 年度末に期限を迎える経過措置登録者は、必要な届出を行わない場合、介護福祉士の資格を失効します。そのため、届出漏れの無いよう管内の介護サービス事業所等への周知徹底にご協力いただけますようお願い申し上げます。

なお、介護福祉士資格の所管課より、添付の周知依頼が都道府県等の介護福祉士養成施設担当課宛に発出されていますが、実際に手続きを行う経過措置対象の介護福祉士は、介護施設等で介護の業務に従事していることが多いと考えられることから、介護保険担当主管課においても管内の介護サービス事業所等に周知いただけますようお願い申し上げます。

なお、本件について、ご不明な点は以下にお問い合わせ下さい。

【担当課室】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室資格・試験係
03-5253-1111（内線 2845）

【届出、手続き先】

公益財団法人社会福祉振興・試験センター
03-3486-7511（平日 9：30～17：00）

令和 5 年 1 月 16 日
社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

各都道府県・地方厚生（支）局介護福祉士養成施設ご担当者 様

介護福祉士国家資格における令和 4 年度末に期限を迎える経過措置登録者に係る
周知について（依頼）

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）第 5 条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）附則第 6 条の 2 の規定の施行により、平成 29 年度以降、介護福祉士養成施設卒業者については、介護福祉士試験に合格していない場合でも卒業年度の翌年度から 5 年経過日までは介護福祉士資格を有することを可能とする経過措置が設けられている。

今般、当該規定の施行後初めて 5 年が経過し、平成 29 年度の介護福祉士養成施設卒業者に係る経過措置登録について、令和 4 年度末に期限が到来する。

当該期間（平成 29 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）において、試験に合格していない者で介護福祉士の登録を受けている者については、この 5 年間継続して介護等の業務に従事した場合には、介護業務従事届等を届出することで介護福祉士として登録を継続することができ、令和 5 年 4 月 14 日までに社会福祉振興・試験センターに対して各種届出書を提出する必要がある。

仮に、届出を行わず、資格登録を失効したにも関わらず、介護福祉士の名称を用いて業務を続けた場合には、罰則の適用を受けることとなるほか、介護福祉士の配置を要件としている介護、障害福祉サービス等の報酬の加算の適用を受けることができないこととなる。

ついては、管内市町村等関係機関に対して、周知をお願いしたい。

なお、平成 30 年度卒業生は令和 5 年度末に、令和元年度卒業生は令和 6 年度末に期限を迎えるため、期限を迎えた際には同様に手続きが必要となることを申し添える。

（参考 1）経過措置登録者の状況等（令和 4 年 8 月時点）

平成 29 年度介護福祉士養成施設卒業者のうち経過措置登録者：812 名
うち、平成 30～令和 3 年度までの試験合格者：261 名
うち、休業届出者：19 名
うち、未届者：532 名（状況に応じて届出等が必要※参考 2 参照）

※社会福祉・振興試験センターでは、本年（令和４年）７月中旬に、届出が必要である旨を本人あてに通知（郵送）済み

（参考２）令和４年度末に経過措置が到来する者の取扱い

（１）令和４年度（第３５回）試験までに合格した場合には、特段の対応は不要。

（２）試験不合格者のうち、

- ① ５年間、介護等の業務に従事している場合、「５年間の介護等業務従事届」及び従事していることを証明する書類の提出が必要
- ② 介護等の業務に従事していない場合（５年に満たない場合を含む）、休業の届出又は、資格登録失効届の提出及び登録証の返納が必要

（参考３）経過措置登録者の期限到来日

卒業年度	期限到来日※
平成 29 年度	令和 5 年 3 月 31 日
平成 30 年度	令和 6 年 3 月 31 日
平成 31 年度	令和 7 年 3 月 31 日
令和 2 年度	令和 8 年 3 月 31 日
令和 3 年度	令和 9 年 3 月 31 日

※休業のため届出を行い、資格登録有効期限の延期が認められた場合には、上記期限到来日に休業期間を加えた日まで